

新コンテンツ権利保護方式の進捗状況について

平成22年12月14日

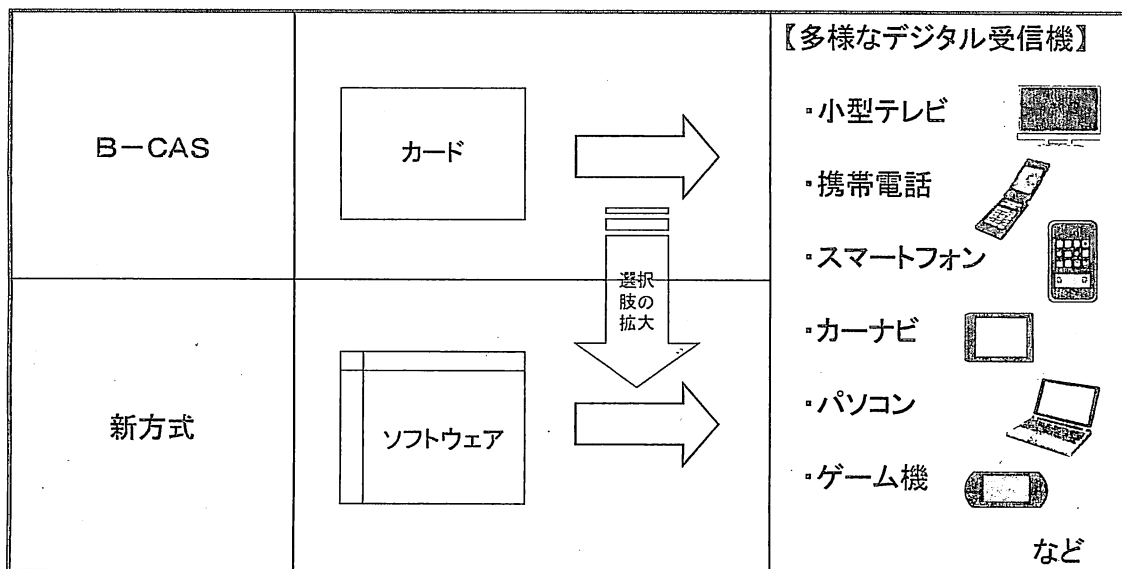
新コンテンツ権利保護方式推進委員会

検討経緯

- 「情報通信審議会」は、平成21年7月に「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について中間答申をとりまとめた。
- この中間答申では、コピー制御に係るルール of 担保手段(エンフォースメント)に関する具体的な改善策の選択肢として、“新方式”の導入について提言したうえで、実際の導入には、なお検討すべき課題が多々残されているものの、放送事業者や受信機メーカー等の関係者が適切な役割分担のもと、“新方式”の早期運用開始に向けて積極的に取り組むよう、求めている。
また、情報通信審議会としては、“新方式”の運用開始までの諸作業の進捗状況に応じて、その加速・推進のための方策や課題解決のための方策について、適時、所要の審議を行っていくこととした。
- こうした中間答申を踏まえ、放送事業者は“新方式”に関する技術概要の検討に着手した。その後、“新方式”の導入検討を加速するため、NHKと民放連は、本年3月に「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」を設置し、①“新方式”に関するARIB標準規格案および技術資料案、②ライセンス契約案、③ライセンス発行・管理機関、④補完的的制度などについて、具体的な検討を行っている。
- 本資料は、「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」が検討を行っている“新方式”の進捗状況について示したものである。

1. 新コンテンツ権利保護方式(新方式)の導入目的

- 情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の中間答申(平成21年7月)に基づく、B-CAS方式と並存する新方式の導入による選択肢の拡大
- “フルセグ携帯”や多機能情報端末など、多様なデジタル受信機ニーズへの対応
- 地上デジタル放送のコンテンツ権利保護(RMP)に係る社会コスト全体の圧縮



2

2. 新方式の技術検討および特徴

(1) 新方式の技術検討

- 「情報通信審議会」中間答申を踏まえ、既に規格化されているARIB標準規格(STD-B25第3部)を方式のベースとする
- そのうえで、必要なコンテンツ保護要件やコスト要件などのバランスを勘案し、方式を検討
- 「受信確認メッセージ」については、別途の検討とし、運用開始時点では受信機への実装を求めない
- 本年12月を目途に、ARIB標準規格(STD)および技術資料(TR)案を作成

(2) 新方式の特徴

技術仕様の開示	・秘密事項を除き技術仕様の開示を制限しない
鍵方式	・3重鍵方式(※)
Kw、Kdの更新機能	・EMMIによりKw、Kdを更新 ・Kwは、定期的な更新が可能 ・Kdの更新機能はメーカー独自に実装
放送事業者の独立性	・鍵更新等において、各局の独立な運用が可能
秘密漏えい時の対処	・技術仕様の開示を制限しない方式なので、一定のリスクの存在を前提に、受信機メーカー別のリスク分散と法的対処の併用(補完的制度)が必要

※Ks(スクランブル鍵)、Kw(ワーク鍵)、Kd(デバイス鍵)の3重鍵方式。

※Ksは、B-CAS方式のKsを共通利用。

※Kwは、ECM(番組情報)の暗号化に使用。

※Kdは、EMM(個別情報)の暗号化に使用。Kdはメーカーごとに割当。

3

3. 補完的制度

(1)問題の所在

- 新方式はスクランブル解除に必要な秘密情報(鍵情報など)を、全ての受信機メーカーに開示する方式であるため、秘密情報の漏洩リスクを想定する必要がある
- こうした漏洩リスクに対し、技術と契約による抑止力(製造等の責任能力、損害賠償責任等)により一定の権利保護は可能であるが、カバーできない部分は、法制度による対応が不可欠
- 現行法で解決可能な範囲は限定的であるため、法改正(補完的制度の導入)が必要

(2)要望する法改正のポイント

- ① 著作権法の改正
 - ・ 新方式のように、権利保護を目的としたアクセス・コントロール(スクランブル部分)について、技術的保護手段(コピー・コントロール)と同様の規制を導入
- ② 不正競争防止法の改正
 - ・ アクセス・コントロール回避機器(例:不正規受信機)等を「製造」する行為、回避機器等を使用して行う「回避行為」および「回避サービス提供」を規制対象に追加
 - ・ 「アクセス・コントロール等を回避する機能のみを有する装置等」という現行規定を見直し、その対象範囲を拡大
 - ・ 刑事罰を導入
- ③ 関税法の改正
 - ・ アクセス・コントロール回避機器等を水際規制(輸入差し止め)の対象に追加

(3)政府における検討状況

- 「知的財産推進計画2010」に基づき、経済産業省「産業構造審議会」および文部科学省「文化審議会」で「アクセス・コントロール回避規制の強化」を検討中

(4)新方式の運用開始時における対応

- 新方式の運用開始までに補完的制度が導入されることを期待
- 補完的制度の導入が間に合わない場合には、必要と判断されれば現行法下でも不正受信機等の輸入・販売者等に対して法的措置も検討

4

4. ライセンス発行・管理機関のイメージ

(1)情通審中間答申(平成21年7月)

「基幹放送に係る公共的な業務に関わることにかんがみ、組織・運営上の透明性が確保されることが重要であり、独禁法等関係諸法令の遵守や、非営利性の確保等に配慮した運営が必要」

(2)法人形態

- 公共性・非営利性を前提とすると「一般社団法人」の新設を前提に検討中

(3)セキュリティ管理

- 新方式は、スクランブル解除に必要な秘密情報を契約者に対して開示する方式であるため、契約者に対しては技術と契約による抑止力を講じるとともに、高度のセキュリティ管理を要請
- ライセンス機関についても、契約者と同等以上のセキュリティ管理を講じる予定

(4)主たる業務内容

- ① ライセンス契約の締結事務
- ② 鍵情報の管理、更新、データベース事務等(想定)
 - ・ 各種データ登録・管理(RMP事業者識別、RMPメーカーID)
 - ・ セキュリティ管理(機密情報管理、機密情報受け渡し、履歴保存)
 - ・ 方式パラメータ発行(オリジナルデバイス鍵等)
 - ・ ECM/EMM生成(RMPメーカーIDとKsポインタ割付、ECM/EMMデータ生成)
 - ・ 鍵更新運用(ワーク鍵更新、デバイス鍵更新、トラッキング運用)
 - ・ オフライン検証
 - ・ テストデータ発行(受信機検証用/送出装置検証用データ発行・管理) など

5

5. ライセンス契約案の概要

〔基本方針〕

1. ライセンス契約作成の前提として、国内外を含め、すべての受信機メーカーに対し、契約内容及びその手続きについては、その公平性と透明性の確保に留意する。
2. 一方、新コンテンツ権利保護方式は、漏洩リスクについて一定のリスクの存在を前提としているため、契約当事者に対して高度の秘密保持義務と責任を課すことが必要となるが、その遵守義務違反に伴う措置は、社会通念上、許容される範囲とする。
 - ① 善意の視聴者に影響を与えるような運用上のオペレーションは行わない。
 - ② 善良な受信機メーカーにとって過大とならないよう配慮する。

〔契約内容(案)〕

1. 契約の相手方
 - ① 受信機を自社で製造販売するメーカー(チューナーメーカーを含む)
 - ② 受信機を他社で製造して自社ブランドで販売する事業者
2. 契約条件

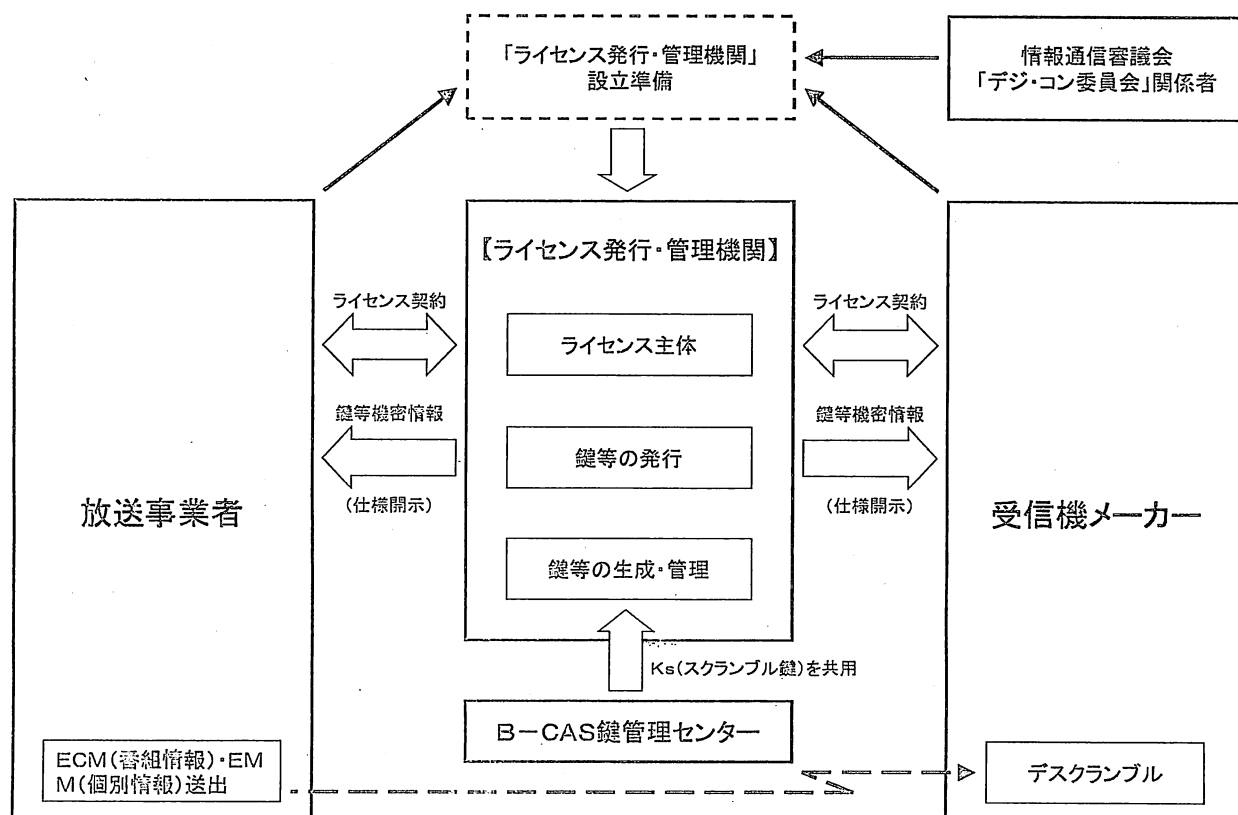
契約を誠実に遵守し、日本国内市場向けの地デジ受信機の製造若しくは供給、及びアフターサービスを継続的に行う能力を現に有していることを表明・保証すれば、国内外を問わず、参入は可能
3. 鍵情報の開示

契約者に対して鍵情報を開示し、「地デジ受信機」を設計・開発・製造し、日本のみへ輸入し、日本国内で使用し販売等する権利を非独占的に許諾
4. 損害賠償義務
 - ① 秘密情報が漏洩した場合や、ARIB規格外受信機を製造販売した場合、あるいは故意・過失があった場合には、一定の損害賠償義務を課すことも想定。
ただし、不可抗力により発生した場合や、「許諾製品」から第三者が秘密情報を抽出したことによる場合は、免責
 - ② 損害賠償額については、善良な受信機メーカーにとって過大とならない範囲で、かつ、違反行為を防止ないし抑制するために必要かつ相当な金額を想定
 - ③ 報告義務、再発防止義務等
5. 預託金

秘密情報を扱う契約であり、本契約を履行することの保証として、契約期間中、一定額の預託金を預けることを想定

6

6. ライセンス発行・管理機関の関係図



7

7. 受信機側の搭載メリット、送出設備の改修

(1) 受信機側の新方式搭載メリット

- 新方式は、いわゆるソフトウェア方式なので、①商品設計・スペースの自由度、②耐振動性(車載型)、③コスト低減などのメリットがあると考え
- このため、携帯電話、カーナビ、パソコン、固定型テレビ(地上専用小型テレビ、高機能テレビの青カード代替)、ゲーム機などに搭載されるものと想定

(2) 放送局の送出設備の改修

- 送出設備メーカーに「送出設備概算見積要求仕様書」を示し、本年7月に送出設備の改修コストと期間を確認
- 本年11月には、ARIB標準規格(STD)および技術資料(TR)案の作成作業と並行して、送出設備メーカーに改修コストの精査と期間の圧縮について検討依頼
- その結果、改修期間はSTDおよびTR策定後、15.5か月～18か月の見通し

【参考1】「情報通信審議会」中間答申(概要)抜粋(1)

1. 基本的な考え方

①地上デジタル放送の円滑な移行に向けては、以下の観点から、利用者に対し「B-CAS」と並ぶ新たな選択肢を拡大することが望ましく、可能な限り早期に、選択肢の具体化と、その導入を図る必要がある。

(1)コンテンツ保護に係る新たな選択肢が追加され、デジタル受信機の多様化が進むことにより、視聴者にとっての選択肢が拡大し、利便性の向上が期待。

(2)これまでの当審議会の議論を踏まえ、手続きの透明性等に配慮した、新たなコンテンツ保護の仕組みの導入が望ましい。

②具体的には、以下の二つの方向性で、新たな選択肢の検討・導入が進むことが必要。

(1)B-CASカードの小型化、事前装置

(2)コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、「コンテンツ保護に係る技術仕様」の開示を制限しない方式。

③上記②の(1)は、既に民間ベースで具体的な取組が開始されており、これがさらに加速・推進されることが期待。上記②の(2)については、これまでの当審議会における議論を踏まえ、下記に示すような諸前提に配慮して検討・導入を図ることが必要。

技術

- ① 地上デジタルテレビジョン放送におけるコンテンツ保護のためのエンフォースメントを目的。
- ② 受信機ユーザーの利便性を確保した方式。
- ③ Ks, Kw, Kmの3重層方式。
- ④ 既に市場投入されている15,000万台の受信機との互換性を確保するため、既存Ksを利用する方式。
- ⑤ B-CASとは異なる方式。(リイマルクリフ方式)
- ⑥ 早期に仕様の凍結、送信機設備の改修、受信機の市場への導入が可能で、かつ、近距離な導入を行うことが可能な方式。
- ⑦ 権利取得を有する技術者が時間と努力を伴わずに作り、許可、改ざんなどを行うことのできるレベルのセキュリティを確保された方式。
- ⑧ 以下のような、デジタル放送に係る諸法令やルールとの整合性が取れた方式
 - ・ 電波法等の関係諸規定、「規制強化措置のための二か年計画」(平成19年6月22日電波審議会)等の附帯決定中「受信機認証メッセージ」などデジタル放送関係部分
 - ・ ARIBやJica等の機関が策定・公表しているデジタル放送に係る標準方式

契約

- ① 新方式の適用に必要となる権利をまたすライセンス発行・管理期間については、基幹放送に係る公共的な義務に付随することにかんがみ、人材・途上上の権利が確保されることを重要とし、強禁法等に保護法を令の遵守や、非営利性の確保等に配慮した運営が必要。
- ② 新方式については、「コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、コンテンツ保護に係る技術仕様の開示を制限しない方式」であること、実施効果に必要となる情報が増えることによるリスクの発生を前提として、諸条件を検討することが必要。
- ③ 基幹放送の運用に係る契約であることにかんがみ、番組の視聴者に影響を与えらる運用上のオペレーションは行わないことを前提とした移行が必要。
- ④ コンテンツ保護に係るルールが強禁法に付随する一定のセキュリティレベルの確保や、受信機の製造業者等の遵守義務を前提に付随したが、受信機メーカーによって異なることにならないよう配慮が必要。
- ⑤ 放送局側による違反の場合は、契約解除や損害賠償、差止請求等を行う。消費者による違反の場合は、何らかの改善を行うよう努力を促す。
 - ・ 不正・悪用が原因と認められることを責任持し、公的機関へ報告している場合など

【参考1】「情報通信審議会」中間答申(概要)抜粋(2)

2. 今後の進め方と目標～具体的なプロセス

① 「技術規格の開示を制限しない、新たな方式」(以下「新方式」という。))については、2011年7月24日のデジタル全面移行の時期までに、可能な限り早期に運用が開始されることが望ましい。

② 今後の進め方として、新方式の運用開始を目指し、まずは技術と契約によるエンフォースメントにより対処できる範囲の検討を進め、新方式の内容の早期明確化を図る。その後、新方式の運用開始までに、適切な場で、現行法制度の実効性を検証した上で、補充的制度の要否を含め検討を開始、進める。

③ 具体的には、下記のプロセスにおいて、関係者がスケジュールを共有し、導入に向けた動きを加速・推進していくことが期待される。具体的なプロセスを進めていくにあたっては、新方式の早期導入が、今般の検討に参加した構成員全員のコンセンサスであることにかんがみ、基本的には、放送事業者、メーカー等関係者全体が協同して進めていくこととする。

④ 下記のプロセスを進めていくにあたっては、以下の1)、2)について、年内を目途に、関係者が協力して作業を進めていくことが期待される。

1) ARIBにおいて、新方式に関する標準規格を、本中間答申が提言する前提に沿って見直すとともに、Dpalにおいて、見直された技術方式に沿った運用規定の策定を図る。

2) 上記技術方式・運用規定に併せて、放送事業者等関係者において、

a) 本中間答申及び当該規格・規定等を踏まえた契約条件を策定。
 b) これらの技術方式・運用規定及び契約条件の下における、受信機の製造・販売の可能性等について、受信機メーカー等に対して意見を求める。
 c) その結果を踏まえた上で、「ライセンス発行・管理機関」の設置に取り組みこととする。

⑤ 「ライセンス発行・管理機関」に係る関係者は、設置後可能な限り速やかに、当該機関の業務開始の実現に向けて取り組む。

⑥ 以上のような作業を進めていくにあたっては、放送設備の改修に係るコストや時間など、様々な検討課題が存在。当審議会としては、上記の作業の進捗状況、こうした課題の内容等必要に応じて関係者に説明を求め、作業の加速・推進策や、課題解決のための方策について、視聴者等関係者の意見を求める機会を十分に確保しつつ、所要の審議を行っていく。

【参考2】新コンテンツ権利保護方式推進委員会と検討体制

	氏名	社名	所属・役職
共同委員長	土屋 円	日本放送協会	経営企画局専任局長
共同委員長	大塚 隆広	テレビ朝日	取締役
委員	藤沢 秀一	日本放送協会	放送技術研究所副所長
委員	稲葉 悠	TBSテレビ	執行役員
委員	田村 信一	日本テレビ放送網	取締役・専務執行役員
委員	関 祥行	フジテレビジョン	常務取締役
委員	三宅 誠一	テレビ東京	常務取締役
事務局	藤田 昌巳 和知 隆寿 渡辺 昌己	日本放送協会 テレビ朝日 日本民間放送連盟	経営企画局副部長 経営戦略部渉外担当部長 デジタル推進部長

	氏名	社名	所属・役職
運用WG主査	和知 隆寿	テレビ朝日	経営戦略部渉外担当部長
運用WG副主査	根岸 豊明	日本テレビ放送網	メディア戦略局次長
技術WG主査	今泉 浩幸	日本放送協会	技術局計画部担当部長
技術WG副主査 / 設備TG主査	浦野 文治	日本テレビ放送網	技術開発部調査企画担当部長
制度WG主査	池田 朋之	テレビ東京	コンテンツ契約局長兼ライセンス推進部長
制度WG副主査	石井 亮平	日本放送協会	ライセンス・アーカイブセンター主幹

